

5月1日に行われた参議院環境委員会では各党が質問に立った。本紙では主な内容を紹介する(10面にも掲載)。

「処理確認義務化は負担先行の懸念」

中山恭子(自民党)を東にすために必要。今回の法改正で排出事業者の委託処理の確認について努力義務が加わった。多量な廃棄物が「確認を行う」と規定しても確認の義務は無いと考えているか。非常になかなかポイント。田嶋一成(環境副大臣)が「排出事業者は理行の廃棄物処理法の下で、最終処分が終了するまでの一連の処理工程を通じて適正処理を行わなければならない責任がある。事業者の処理確認は排出事業者責任。下請け業者が産業廃棄物

「分かつらば元請け業者二元化の規定」

中山 今回の法改正で物保管する場合や内装工事などの下請け業者が廃棄物を運搬する場合、下請け業者が元請け業者を代行し廃棄物の運搬、処分を他人に委託する場合、この下請け業者を排出事業者とみなして保管基準や処理基準、委託基準などを適用すること

努力規定については実際のところ、排出事業者にとっても、処理業者にとっても、人的・時間的にもかなりの負担がかかることなどが懸念される。直ちに義務化することは負担ばかりが先行してしまうという懸念があり、適当ではないと考えた。

参議院環境委員会 質疑要旨(5月11日)

なっている。

元請け業者が処理責任を二元化するといいますが、徹底されておらず、例外が認められているとも読める。この場合でも、責任は元請け業者にあると考えてよいか。田嶋 第21条の3第2から4項にかけての例外規定はあくまで限定的なもの。元請け業者 徹底していきたい。

「個別法との統合も視野に 抜本的な法体系に」

荊井宏幸(新党改革) 今回の改正の特徴は、悪質な業者の排除から優良業者を育成していくという点で、非常に積極的な取り組み。循環型社会形成推進基本法の下では、廃棄物処理法、個別リサイクル法という観点から、このままでは、排出事業者責任があるという原則には変わらぬ。今回の改正では、建設工事に係る排出事業者についても元請け業者が自ら処理するの、許可業者に処理を委託することが原則。環境省として、田嶋 第21条の3第2から4項にかけての例外規定はあくまで限定的なもの。元請け業者 徹底していきたい。

「温暖化対策と循環型社会を両輪で実現」

荊井 今後、国外廃棄物の輸入が増え、再生可能エネルギーの利用といった大きな観点でとらえられた廃棄物処理の技術は大きな受け皿になる。今国会に提出された地球温暖化対策基本法案では、温暖化対策と循環型社会をつくるという両輪で実現していくもの。だからこそ、わが国の技術が生かされ、向上していくことを考える。

ただ、静脈産業を全体としてどう考えていくのかという意味で、わが国が持つ優れた経験、ノウハウ、技術、管理を含めた考えはあるのか。大谷信盛(環境大臣政務官)「あらゆる」の中には、廃棄物の抑制